

# 令和6年12月1日からの、日上市発注工事における 低入札価格調査基準価格の計算方法についてお知らせします

## 1. 最初に、計算の基礎となる「合計額」を算出します

令和6年12月1日以降に実施された工事入札

対象となる工事の、

- ①直接工事費×0.97
- ②共通仮設費×0.90
- ③現場管理費×0.90
- ④一般管理費×0.68

①②③④の合計額の、万円未満を切捨てた額を「合計額」とする。

## 2. 「合計額」をもとに「低入札価格調査基準価格」が決定します。

令和6年12月1日以降に実施された工事入札

「低入札価格調査基準価格」は、1.で求めた「合計額（万円未満切捨）」とする。  
ただし、以下の場合を除く。

- ・「合計額（万円未満切捨）」が、税抜予定価格の92%を超える場合は、税抜予定価格の92%（万円未満切捨）を「低入札価格調査基準価格」とする。
- ・「合計額（万円未満切捨）」が、税抜予定価格の75%未満の場合は、税抜予定価格の75%（万円未満切捨）を「低入札価格調査基準価格」とする。

入札価格が、上で求めた「低入札価格調査基準価格」未満であったときは、**低入札価格調査の対象となります。**